

村田町情報システム標準化移行に伴う 情報提供依頼(RFI)実施要領

村田町 2026 年 7 月

1. 情報提供依頼（RFI）の背景と目的

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」が令和3年9月に施行され、地方公共団体は住民記録や税務など住民情報を扱う20業務について、国が示す標準仕様に準拠したシステム（以下、「標準準拠システム」という。）に移行することが求められています。

現在、村田町（以下、「当町」という。）では、戸籍システム、戸籍附票システム、障害者福祉システムは、令和7年度末に標準準拠システムへ移行済みです。しかし、障害者福祉システムについては、ガバメントクラウドへの移行は未了であるため、障害者福祉システムを含めた16業務を、国が目標として定める令和13年3月末までに標準準拠システムへ移行できるよう準備を進めております。

当町では、令和10年9月末までに標準準拠システムへの移行を目指しております。この移行計画を確実に進めるためには、情報システム開発事業者（以下、「事業者」という。）様から提供される移行スケジュールに沿ったシステムの提供と、移行に伴う業務支援が不可欠です。

本RFIは、当町への提供意向、各事業者様の標準準拠システムの開発状況及び他社準拠システムの提供状況、ガバメントクラウド対応方式等（対応可能な提供事業者、構成）、周辺システムとの連携方式（FTP、API等）、責任範囲、データ移行及び切替手法、運用・保守体制・概算スケジュール及び費用感等に関する情報提供を広く依頼するものとなります。

以上を踏まえ、当町への標準準拠システム提案に関する情報を求めることを目的として実施するものです。

2. 情報提供依頼内容

以下の内容について、情報提供を依頼します。

標準仕様書については、最新の標準仕様書（デジタル庁ホームページ「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化」https://www.digital.go.jp/policies/local_governments）に準拠したシステムについて、情報提供を依頼するものです。

No.	情報提供依頼内容	内容・前提事項	回答様式
1	標準準拠システムの提供方針、当町への提案可否	標準化対象20業務のうち、当町で移行を終えていない16業務について、貴社の標準準拠システム提供に関する方針をご回答ください。 なお、回答する範囲を絞りたい場合、貴社が想定するシステムに関してのみご回答ください。 ①貴社の対応方針 ・標準準拠システムの対応予定有無、販売予定日 ・標準オプション機能の実装方針 ・ガバメントクラウド上での標準準拠システム提供可否 ・ガバメントクラウド以外の環境での標準準拠システム提供可否 ・標準仕様対象外の機能（標準又は標準オプション以外の機能）の対応方針 ・文字同定、データクレンジング、データ抽出、標準化データへの変換の対応方針 ・ガバメントクラウド運用管理補助者としての受託可否	様式1①④⑤ 様式2

		・標準準拠システムへのシステム移行方法 ・標準準拠システムへのデータ移行方法 ・ネットワーク構成図 ・運用開始後における責任分界点を示す資料 等 ②当町への提案可否 ・移行委託契約の推奨時期、切替時期の提案 ・概算費用の提示可否 等 ③RFP 参加意向 ・標準準拠システムについての当町への提案の可否 ※ 提案可否（RFP 参加意向）については、今後の移行計画に大きく影響するため、貴社の受注状況や開発体制を勘案の上、ご回答ください。	
2	関連システムの提供方針、当町への提案可否	標準準拠システムとともに導入が可能な関連システム（※未定。システムを利用する課に要確認）について、貴社の方針をご回答ください。 ① 当町への提案可否 ・移行委託契約の推奨時期、切替時期の提案 ・概算費用の提示可否 等 ② RFP 参加意向 ・提案可否（RFP 参加意向） ・移行委託契約の推奨時期、切替時期の提案 等 ③ 貴社の対応方針 ・パッケージシステムの概要 ・ガバメントクラウド上での標準準拠システム提供可否 ・ガバメントクラウド以外の環境での標準準拠システム提供可否 等	様式 1②
3	共通機能に対する対応	共通機能（地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書で共通機能として位置付けられている機能）について、貴社の対応方針をご回答ください。 ① 当町への提案可否 ・移行委託契約の推奨時期、切替時期の提案 ・概算費用の提示可否 等 ② 貴社の対応方針 ③ 当町への提案可否 ・提案可否 ・移行委託契約の推奨時期、切替時期の提案 ・概算費用の提示可否 等	様式 1③
4	標準化に係る費用（概算額）	概算費用（※）をご回答ください。 ※貴社が受託可能な業務範囲（アプリケーション等提供、ガバ	様式 3

		メントクラウド運用管理補助、移行作業など）に応じて、ご回答ください。	
5	帳票印刷に係る提案及び費用	上記4までの業務に準じた帳票印刷に関わるご提案をください。（費用を含む） ※提案可能な事業者へは別途現状が解る資料及び回答様式5を送付いたしますので質問事項の受付期間までに、ご連絡をください。また、提案事業者の帳票印刷標準仕様に合わせた提案も可能とします。	様式5

3. 提供資料一覧

RFI に関して当町から提供する資料は以下のとおりです。

資料名（例）	説明
情報提供依頼書	本資料
【別紙】現行システム概要	現行システムの概要調査結果
【様式1】回答書	貴社からの回答をご記入いただく書式 ①標準準拠システムに関する回答 ②関連システムに関する回答 ③共通機能に関する回答 ④ネットワーク構成図 ⑤運用開始後における責任分界点を示す資料
【様式2】RFP 参加意向回答書	貴社からの回答をご記入いただく書式 ※今後の移行計画に大きく影響するため、貴社の受注状況や開発体制を勘案の上、回答してください。
【様式3】費用見積り	貴社からの回答をご記入いただく書式 （概算費用をご提示いただく際の書式）
【様式4】質問書	貴社から質問がある場合にご記入いただく書式

4. 情報提供要領

（1）実施手順・スケジュール

① 情報提供依頼への参加表明

令和8年8月7日（金）まで

※本文書の最後に示す連絡先に電子メールでご連絡ください。様式等の指定はありません。

また、表明を示しているベンダーからのみ質問事項を受け付けるものとします。

② 情報提供依頼に関する質問事項の受付期間

令和8年8月14日（金）

③ 情報提供依頼回答書の提出期限

令和8年9月4日（金）

(2) 情報提供依頼に関する質問方法

不明点等の質問事項は、様式 4「質問書」に記入し、本文書の最後に示す連絡先に電子メールで送付してください。

各社からいただいた質問事項とその回答については、集約した上で情報提供依頼に参加している各社ご担当者様宛にメールでお送りします。

(3) 提出物について

情報提供依頼回答書は、各様式に記入の上、ご提出ください。

(4) 提出方法

情報提供依頼回答書は、期日までに本文書の最後に示す連絡先のメールアドレス宛てに提出をお願いします。

(5) 情報提供依頼回答書に対するヒアリング

提出いただいた情報提供依頼回答書につきましては、当町にて確認させていただき、その内容について必要に応じてヒアリングをさせていただく場合がございますので、ご協力の程よろしく申し上げます。

(6) 今後の予定について

本 RFI の結果等を基に、標準準拠システムへの移行計画を策定します（移行方針、調達範囲・単位、調達方式、スケジュールなど）。

5. 留意事項

- ・ 情報提供に係る一切の費用は全て情報提供者の負担とします。
- ・ 提供された情報は、当町関係部門における検討のほか、国への状況報告・課題報告のために利用させていただく場合があります。
- ・ 本 RFI に伴い、当町が提供する資料及び質問回答の内容は、本 RFI 以外の目的による使用を禁じます。
- ・ 提出された資料は返却しません。

《連 絡 先》

【郵便番号】 989-1392

【住 所】 宮城県柴田郡村田町大字村田字迫 6

【所属・担当】 まちづくり振興課 政策推進班

【電話番号】 0224-83-2113

【電子メール】 mura-mac@town.murata.miyagi.jp